

愛知学院大学試験に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日施行

(概要)

第 1 条 この規程は、愛知学院大学学則第 36 条に基づき試験に関する必要な事項を定める。ただし、薬学部、歯学部については別に定める。

(試験の定義)

第 2 条 本規程における試験とは、単位認定に必要な成績評価のために行う試験をいい、期間を定めて実施する定期試験、追試験と課題の制作物にて評価するレポート試験をいう。

(受験資格)

第 3 条 次のいずれかに該当する者は、定期試験又は追試験を受けることができない。

- (1) 当該学期に当該授業科目を履修登録していない者
- (2) 開講回数の三分の一を超えて欠席し、失格となった者
- (3) 有効な学生証又は大学発行の仮受験票を携帯していない者
- (4) 試験開始 20 分以内に所定の教室に入室しなかった者
- (5) 停学処分期間中の者

(定期試験)

第 4 条 定期試験は、科目開講の学期末に期間を定めて実施する試験をいう。

(追試験)

第 5 条 追試験は、正当な事由により定期試験を受験できなかった者に対して、期日を定めて実施する試験をいう。

2 追試験の受験を認めることのできる事由は、以下のとおりとする。

事 由	期 間
学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に基づく感染症による大学が出席停止を命じた場合	出席停止期間
裁判員制度において裁判員選出による場合	裁判所による指定期間
次の実習による場合 教育実習・博物館実習・介護等体験・臨床実習（言語聴覚士）・健康運動指導演習（健康運動指導士）・看護実習・教職実践演習・社会教育実習・校外実習・臨地実習	実習期間
近親者の忌引	配偶者・1 親等（7 日間）、2 親等（3 日間）、3 親等（1 日間）
疾病・負傷（2 週間以上の場合）	診断書の期間

近親者の慶祝	本人・配偶者・1親等・2親等 (1日間) *当日のみ
大学公認団体での大会・公演などへの出場	大会・公演の実施期間
曹洞宗行事随喜による場合	行事の実施期間
公共交通機関の運休・遅延による場合	公共交通機関による指定日
課外教育活動による場合	課外教育活動の実施期間
就職活動(筆記試験、面接試験、内定式、内定式後の研修会)	企業・機関による指定期間

3 前項に定める事由に、負傷及び疾病による事由、及び、教務部長の判断により認められた事由を含める。

4 追試験を受けようとする者は、当該科目の定期試験実施日を含む3日以内(窓口業務休止日を除く)に、担当部課所まで願い出なければならない。その後教務部長宛に、欠試事由を証する書面と追試験願を提出し、承認を得なければならない。

5 第3項に定める事由により追試験を受ける場合は、追試験受験料を納入しなければならない。また、成績評価は、A評価を超えないこととする。

(レポート試験)

第6条 レポート試験は、定期試験に代わる試験で授業担当教員から課せられた課題を作成し、その制作物を教務担当部課所にて決められた場所に提出する試験をいう。

(事務)

第7条 本規程に関する事務は、教務担当部課所が所掌する。

(改訂)

第8条 本規程の改訂又は実施に必要な事項については、愛知学院大学教務委員会にて審議し、代表教授会の承認を得る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

なお、愛知学院大学試験要領は、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。